

(名称)

第6条 労務調査士資格認定を受けた者は、労務調査士と称することができる。

- 2 労務調査士の認定を受けた者が、前項の規定により労務調査士と称するときは、「労務調査士®」と表示しなければならない。
- 3 労務調査士でない者は、労務調査士という名称を用いてはならない。